

## JaLII提供のWeb条例データベース

### [特徴]

- Web上で収集可能か、あるいは直接提供いただく自治体の例規(条例+規則)を対象にして、横断検索が行える。
- 自治体の属性(人口・地勢・産業等)で絞り込める。
- 文脈表示機能で、言葉の用例が全て一覧できる。
- 例規比較表(ベンチマーク表)を自動的に作成してくれる。
- スーパーコンピュータを利用して、検索結果の例規を自動的に似ているもの同士にグループ化して分類してくれる。

このシステムはeLen(エレン)と呼ばれる立法支援システムの一部であり、今後、政策立案支援や例規記述支援なども提供予定です。

※eLenはe-Legislation Environmentの略で立法支援のための統合システムです。

(研究開発: 名古屋大学大学院法学研究科 角田篤泰)

## ご案内(主に自治体の方)

今秋の本リリース(10月中予定)に向けて調整中です。  
準備が整いましたら、当センターより全自治体に向けて、  
ご案内のお手紙を差し上げる予定です。

なお、この件についてのお問合せは下記、  
当センター窓口までお願い致します。

[eleg@law.nagoya-u.ac.jp](mailto:eleg@law.nagoya-u.ac.jp)

052-788-6236

名古屋大学大学院法学研究科 附属法情法研究センター  
通称: JaLII (ジェイリー)

# 実際の条例データベースシステムの画面

検索語: 情報公開

検索結果: 12061件

検索結果一覧:

- 三笠市議会情報公開規則
- 三笠市選挙管理委員会情報公開規程
- 三笠市監査委員情報公開規程
- 三笠市情報公開条例
- 三笠市情報公開条例施行規則
- 三笠市情報公開・個人情報保護審査会規則

○三笠市情報公開条例 (平成11年4月1日条例第1号)

改正 平成11年11月23日条例第2号 平成14年11月27日条例第2号  
平成17年4月9日条例第5号 平成19年8月10日条例第16号  
平成21年8月27日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、三笠市の保有する情報は市民の共有財産という認識に基づいて、公文書の公開について必要な事項を定め、市民の公文書の公開を請求する権利を保障するとともに、三笠市が説明責任を果たすことにより、市民による監視及び参加を促進し、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民主体の市政を実現することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例で規定する主な用語の意味は、次のとおりとする。

項目	内容
(1) 実施機関	市長(公営企業管理者を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
(2) 公文書	実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。 )及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、その実施機関の職員が組織的に用いるものとして、その実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
(3) 公文書の公開	公文書を閲覧若しくは複製に使用し、又はその写し(フィルム、ビデオテープ及び録音テープの写しを除く。)を交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にさらされないよう最大限の配慮をしなければならない。

# 例規比較表(ベンチマーク表)の自動作成の様子

検索語: 屋外広告物

検索結果: 2250件

例規本文

札幌市都市景観条例

札幌市都市景観条例	函館市都市景観条例	夕張市都市景観条例
おき地の適正管理	—	●
まちなみの美化	—	●
西暦規定	—	●
事前協議	●	—
事業者の責務	—	●
会議	—	●
会長および副会長	—	●
伝統的建造物群保存地区	—	●
伝統的建造物群保存地区の保存に係る助成等	—	●
保全基準	—	●
保全基準の遵守	—	●
保存計画	—	●
先導的役割	●	—
公表	—	—
函館市都市景観審議会の設置	—	—

# 例規比較表(ベンチマーク表)で条文を表示

検索語: 屋外広告物

ベンチマーク実行 | CSV出力

2250件

例規本文	1	2	3
目的	第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に基づき景観計画の施行等の規制、景観重要建造物等の指定等に關し必要な事項を定めること、都市景観の形成に關し基本的事項その他必要な事項を定めることにより、札幌市に於ける魅力的で魅力的な都市景観の形成を促進し、もって快適な都市環境の創造と市民文化の向上に資することを目的とする。	第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の規定に關し必要な事項、歴史性豊かな伝統的建造物の保存に關する事項その他の都市景観の形成に關する基本的事項を定めることにより、自然と歴史にばぐまれた個性あふれる都市景観をまるとし、そとで、つくり、もって個性あふれる都市の創出に資することを目的とする。	第1条 この条例は、本市の自然的、歴史的條件と調和したまちなみの整備と環境美化の推進に關し必要な事項を定めることにより、美しい都市景観の形成を図り、もつて誇りある都土の建設と健康で文化的な再生活の向上に寄与することを目的とする。
知照の方法及ぎ	-	-	-
審定の手続	-	-	-
管理に関する手続	-	-	-

# 自動分類させた場合(右側画面拡大)

検索語: 減債基金

ベンチマーク実行 | CSV出力

669件

◎ 通常表示 ◎ 類似例規表示

グループ1

- つくばみらい市減債基金条例
- 国分寺市減債基金条例
- あわら市減債基金条例
- 石川県減債基金条例

グループ2

- 全ヶ崎町減債基金条例
- 大沼村減債基金条例
- 藤岡市減債基金条例
- 藤岡市特定地域生活排水処理事業減債基金条例
- 三郷市減債基金条例
- 各務原市減債基金条例

グループ3

- 石巻市減債基金条例

	つくばみらい市減債基金条例	国分寺市減債基金条例	全ヶ崎町減債基金条例	大沼村減債基金条例
区分	●	●	●	●
責任	●	●	●	●
独立	-	-	-	-
管理	第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他も適法かつ有利な方法により保管しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じ、最も適法かつ有利な有価証券に換入することができる。	第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他も適法かつ有利な方法により保管しなければならない。基金に属する現金は、必要に応じ、最も適法かつ有利な有価証券に換入することができる。	第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他も適法かつ有利な方法により管理しなければならない。	第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他も適法かつ有利な方法により保管しなければならない。
議決	●	●	●	●
運用	●	●	●	●